

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所

人事労務センター

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702

☎ 092-982-4188 Fax 092-982-6170

Eメール akiko@b-souken.com

## 3連水車活動開始 福岡・朝倉



福岡県朝倉市の「三連水車」が、回り始め、勢いよく川の水をくみあげて一帯の田んぼを潤しはじめました。

この三連水車は、国指定史跡。木製の現役水車であるため、5年ごとに造り替えてきました。

今年がその造り替えの時期にあたり、一時は存続が危ぶまれたこともありましたが、市が補助金を増やし、技を継ぐ若手大工さんも登場して、無事に132個の柄杓などが造り替えられ、新調されました。

## 社会保険算定基礎届の質問に答えて

社会保険の令和7年度の算定基礎届が、6月中旬より事業所に様式等が送られてきています。算定基礎届は、7月1日現在のすべての被保

険者が、定時決定(算定基礎届)対象となりますが、以下の①②③のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 7月改定の月額変更届を提出する方
- ③ 8月又は9月に随時改定が予定されている旨の申出を行った方

※標準報酬月額算定の対象となる報酬とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与などの名称を問わず、労働者が労働の対象として受けるすべてのものを含まれます。

※上記②の月額変更届の必要な方とは、対象となる報酬が従前の報酬に比べ、2等級以上の差(昇給、減給)がある場合は、月額変更の手続きが必要です。

ただし、残業が増えたために増額した時や欠勤控除で下がった時などは、月額変更の対象とならない場合があります。(詳しくは、お尋ねください)

※上記②および③の方については、算定基礎報酬月額欄を記入せず、空欄としたうえで、備考欄「3・月額変更予定」を○で囲む必要があります。

◎質問があれば、お気軽にお問合せ下さい。

### あとがき

物価高が続いています。

読者の方からは、「郵便料金が係るので恐縮です」との声も頂いていますが、月に1回の「通信」の郵送料110円での交流です。

感想やご意見が、メールや電話などで届くのは、楽しみです。

ご心配いりません。110円で交流できると思えば、コスパの良い方法だと思っています。

ご連絡は、励みになります。引き続きよろしくお願ひします。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール : akiko@b-souken.com